

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について（通知）

気水第223号  
平成29年2月6日

第1 クロロエチレンの特定有害物質への追加及び土壌の汚染状態の基準の設定について

1 改正の背景及び趣旨

クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）（以下「クロロエチレン」という。）については、平成28年3月24日土壌汚染対策法（以下「土対法」という。）施行令が改正され、特定有害物質に追加されるとともに、同年3月29日に土対法施行規則が改正され、土壌溶出量基準、地下水基準及び第二溶出量基準が設定された。

この改正を受け、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）施行規則（以下「県規則」という。）の特定有害物質にクロロエチレンを追加し、土壌の汚染状態の基準を設定した。

2 改正の内容

県規則第2条の2に定める特定有害物質にクロロエチレンを追加し、別表第12の2に定める土壌の汚染状態の基準を「0.002mg/L」とした。

3 留意事項

(1) クロロエチレンの特定有害物質への追加に伴う制度運用

特定有害物質使用事業所の廃止時の調査（県条例第59条第3項）

平成29年4月1日以降に特定有害物質使用事業所廃止報告を行う場合は、クロロエチレンを調査対象とする。

ただし、平成29年4月1日より前に事業所の廃止を前提とした土対法第3条の土壌汚染状況調査が行われている場合（この場合、土対法ではクロロエチレンは調査対象とはならない）、県条例第59条第3項の報告が平成29年4月1日以降であっても、クロロエチレンを調査対象としないことが合理的と判断できる場合には、改めて県条例第59条第3項の規定による土壌調査は要しないものとする。

特定有害物質使用地の区画形質変更時の調査（県条例第60条第2項）

平成29年4月1日以降に区画形質変更に伴う土壌調査報告を行う場合は、

クロロエチレンを調査対象とする。

ただし、当該地において県条例と土対法に基づいて行うことを要する汚染状況の調査内容が重複している場合で、平成29年4月1日より前に土対法第4条に基づく土壌汚染状況調査の調査命令が発出された場合（この場合、土対法ではクロロエチレンは調査命令対象とはならない）は、改めて県条例第60条第2項の土壌調査は要しないものとする。

地下水への影響の調査（県条例第62条の2）

平成29年4月1日以降に地下水への影響調査に着手する場合は、クロロエチレンを調査対象とする。

(2) 特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために構すべき措置に関する指針（以下「指針」という。）の改正

土対法施行規則の改正に伴い、クロロエチレンに係る第二溶出量基準及び地下水基準が設定されたことから、指針の別表に規定する第二溶出量基準を「0.02mg/L」に、地下水質基準を「0.002mg/L」とした。

また、クロロエチレンについて、その物性から第一種特定有害物質に区分し、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン及び1,1-ジクロロエチレンの分解生成物に追加した。

#### 4 施行日

平成29年4月1日

#### 第2 その他の改正について

以下のとおり、物質の名称変更などを行った。なお、運用についてはこれまでと変更ない。

- ・「塩化ビニルモノマー」の名称を「クロロエチレン」に変更
- ・「排水指定物質」及び「事故時の物質」の物質順の変更
- ・水質保全水域への排水の排出を禁止する物質の明確化
- ・物質の追加、名称変更及び物質順の変更に伴う様式の変更